経済情報コンダクター

2019 12月号
（毎月２５日発行）

TOKAI ZAIKAI

月刊 東海財界

Monthly Report

名古屋高速道路公社理事長 新開 輝夫
リニア時代迎えもっと便利な高速道路に
ワンチームで課題にチャレンジ

なでしこ力 林 梅香
「日中の架け橋に」と人脈を広げ
ビジネスや交流事業取り組む

愛知商工連盟協同組合理事長 鹿島 均
地域に密着したサポートで
多様な人材を企業とつないでいきたい

日本銀行総裁・黒田東彦
最近の金融経済情勢と金融政策運営

中華人民共和国駐名古屋総領事・劉暁軍
中日の政治的信頼関係の増強を

台風19号
被害の実態と今後の支援の課題

米大統領選、ウォーレン氏急上昇
資本主義の危機か怯えるウォール街

ヤフーのアスクル騒動と、
ZOZOの買収に孫正義氏の野望が

ゆったりと仕事をしながら業績を確保
趣味のオペラではDVD・CDを

アーク証券
安藤 龍彦会長

スポーツジャーナリスト漢那邦洋の緊急レポート　首里城炎上

燃え落ちる「心の支え」に自然と涙がこぼれ落ちた

片岡信恒弁護士の法律相談事務所

片岡　信恒（かたおか　のぶつね）昭和５５年片岡法律事務所を設立。３０年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。
<片岡法律事務所> 名古屋市中区丸の内２丁目１９番２５号ＭＳ桜通７、８階　☎０５２－２３１－１７０６

【質問】私は５６歳で、兄が６０歳です。母は既に亡くなっており、５年前から兄夫婦が８６歳の父と同居するようになりました。最近、父が有料老人施設に入り、会いに行きました。父は、認知症が疑われました。父の話では、時価５０００万円の自宅の名義を兄に変え、さらに、銀行に連れて行かれて、預金１億円の中、５０００万円を兄の長男に、２０００万円は兄嫁に渡した、と言いました。父は、預貯金の通帳印鑑を兄に預けており、将来が不安だと言っていました。私は兄に事情を尋ねたところ、興奮して「お前は関係ない。」と言って何も説明してくれません。私としては何か取るべき方法がありますか。

【回答】本来、父親が生前に普通の財産管理をしていれば、亡くなられた段階では、自宅も残るし、預貯金もそれほど減らないでしょう。その場合、父親が遺言書を書いていないと、法定相続となり相談者と兄が２分の１ずつ分けます。遺言書を書いた場合、原則として遺言に書かれた通りに遺産は分けられます。

本件のようなケースはまれな事例だと思いますが、このままいくと、父親死亡時には、預貯金もほぼ０に近くなっていることが考えられます。ところで、遺留分減殺請求という言葉はご存じでしょうか。今年７月１日の法改正により、遺留分侵害額請求と呼ばれるようになりました。

まず遺留分から説明しますが、被相続人は、生前にその財産を自由に処分したり、遺言により相続人などの誰かに財産を相続させ、贈与することが可能です。しかしそれでは、ある相続人が期待していたような相続財産を取得できなくなって、生活に困ることにもなり、また相続人間に不公平が生じます。そのため、被相続人の財産処分の自由を一部制限する、遺留分という権利が認められています。

遺留分は、配偶者、直系卑属のどちらか一方でもいる場合は、相続財産の２分の１、直系尊属だけの場合は、３分の１となっています。なお、遺留分減殺請求の方法は、後日の証拠のため、配達証明付きの内容証明郵便によるべきです。私達弁護士が遺留分減殺請求事件として担当するのは、被相続人が遺言で、「全財産を長男に相続させる」というケースがとても多いです。

しかし、本件のように遺言はないが、生前にほぼ全財産を、特定の相続人あるいは第三者に贈与してしまった場合でも、遺留分減殺請求はできます。遺留分算定の基礎となる財産は、相続開始時の被相続人の財産だけではなく、被相続人が贈与した財産（本件では自宅）も含まれます。

さらに、相続開始前の１年間にされた贈与と、遺留分権利者に損害を加えることを知ってされた贈与も対象になります。「損害を加えることを知って」とは，遺留分を侵害する認識があればいいです。本件の兄の長男と兄嫁への贈与は、金額も大きく、贈与の時期から考えて、該当する可能性があります。